

小平中央リハビリテーション病院通所リハビリテーション 及び 介護予防通所リハビリテーション運営規程

第1条 医療法人社団東光会が開設する小平中央リハビリテーション病院（以下「当事業所」という。）が実施する指定通所リハビリテーション及び指定介護予防通所リハビリテーション（以下「指定通所リハビリテーション等」という。）の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 要介護状態又は要支援状態にある者（以下「要介護者等」という。）に対し、適切な指定通所リハビリテーション等を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第3条 当事業所が実施する指定通所リハビリテーション等の従業者は、要介護者等が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ることを目的とする。

2 指定通所リハビリテーション等の実施に当っては、利用者の介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態となることの予防に資するようその目的を設定し、その目的に沿ったリハビリテーションを計画的に行う。

3 事業の実施にあたっては、関係区市町村、地域包括センター及び地域の保健・医療福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

1 名称 医療法人社団東光会 小平中央リハビリテーション病院

2 所在地 東京都小平市鈴木町1-146

TEL 042-341-7619

FAX 042-345-5701

（職員の職種、員数及び職務内容）

第5条 指定通所リハビリテーション等の従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

1 医師（管理者） 2（1）人 （常勤兼務 2名）

医師は、指定通所リハビリテーション等の計画策定に従事者と共同して作成するとともに、指定通所リハビリテーション等の実施に係わる従事者への指示を行う。

2 従事者

理学療法士 2名以上 (常勤兼務)

従事者は、計画に基づきリハビリテーション等を提供する。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業者の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 月曜日から金曜日 午前9時00分～午後5時00分
(祝日及び国民の休日、12月30日の午後～1月3日を除く)
- 2 サービス提供時間帯
月曜日から金曜日
 - 1 単位目 午前9時00分～午前12時00分
 - 2 単位目 午後2時00分～午後5時00分

(指定通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーション利用定員)

第7条 事業所の1日の利用定員は、1単位10名、2単位10名の計20名とする。

(指定通所リハビリテーション等の内容)

第8条 指定通所リハビリテーション等の内容は次のとおりとする。

- (1) 通所リハビリテーション
- (2) 送迎サービス
- 2 指定通所リハビリテーション等は、医学的管理のもとに要介護者等に対する心身機能の回復のため、リハビリテーション計画に基づき、次の目的を達成するため訓練等を行う。
 - (1) 目的
ADLの低下防止、QOLの維持・向上、ねたきり防止、社会性の維持向上、精神状態の改善、その他利用者の状態の改善
 - (2) 訓練等
 - ① 運動療法
 - ② 物理療法
 - ③ 歩行訓練、基本的動作訓練
 - ④ 自助具使用訓練
 - ⑤ 日常生活動作に関する訓練
 - ⑥ 治療用ゲーム、手工芸用品を使用した趣味的訓練

(施設利用に当たっての留意事項)

第9条 利用者が機能訓練室を利用する場合は、職員立会いのもとで使用する。

(サービス提供に当たっての留意事項)

第10条 サービスの利用に当たって、体調不良等によって指定通所リハビリテーション等に適しないと判断された場合には、サービスの提供を中止することがある。

(通常の事業の実施地域)

第11条 通常の実施地域は、小平市(中島町、小川西町除く)・東久留米市(滝山、柳窪、前沢)・西東京市(芝久保町)・国分寺市(東恋ヶ窪、本多、本町)とする。

(利用料その他の費用の額)

第12条 指定通所リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は、別紙料金表によるものとし、当該指定通所リハビリテーション等が法定代理受領サービスである時は、その1割から3割の額とする。

2 その他の費用として、次に掲げる費用の支払いを受けることができる。

(1) おむつ代実費

3 前項の費用の支払いを受ける場合は、利用者又は家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(緊急時における対応方法)

第13条 事業の提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じ、管理者に報告しなければならない。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

(事故発生時の対応)

第14条 事業者は利用者に対する指定通所リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合は、速やかに区市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡し、必要な措置を講ずる。

2 当事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する。

3 当事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第15条 当事業所は、非常災害に対する具体的な計画を立て、非常災害に対するため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(苦情処理)

第16条 指定通所リハビリテーション等に関わる苦情が生じた場合は、迅速かつ適切に対応するとともに、必要な措置を講じる。

(サービス内容等の記録作成・保存)

第17条 当事業所は、利用者に対してサービスを提供するごとに、当該サービスの提供日、内容及び介護保険から支払われる報酬等の必要事項を所定の書面に記載する。また、利用者からの申し出があった場合には、サービス内容の記録を開示する。

2 当事業所は、サービスの提供に関する記録を整備し、完結日から2年間保存する。

(個人情報の保護)

第18条 事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報保護委員会規定」を遵守し適切な取扱いを行うものとする。

2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第19条

1 従業員の資質向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回

2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、事業所での事業に係る項目以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者及びその家族の了解を得るものとする。

3 従業員は業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

4 従業員であった者に、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持させるため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は小平中央リハビリテーション病院が定めるものとする。

(高齢者虐待防止)

第20条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等の活用可能)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業員に十分に周知する。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 従業員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

(4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

（身体的拘束等の適正化）

第21条 事業所は、身体的拘束等の適正化のため、以下の措置を講じる。

- （1） 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等の活用可能）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に十分に周知する。
- （2） 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- （3） 従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。
- （4） 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 前項第一号に規定する委員会は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。

付則 本規程は平成29年7月1日より施行する。

令和4年4月1日 改訂

令和5年4月1日 改定

令和6年4月1日 改定

令和7年4月15日 改定

令和8年4月1日 改定

令和8年7月1日 改定

通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション 運営規定 別紙料金表

1 時間以上 2 時間未満（2025 年 4 月 1 日現在）

介護予防通所リハビリテーション（1 ヶ月につき）			利用者負担額（円）		
要介護度			1 割負担	2 割負担	3 割負担
要支援 1 2268 単位			2,457	4,913	7,369
要支援 2 4228 単位			4,579	9,158	13,737
減算	利用開始日の属する 月から 12 月超	要支援 1 -120 単位	-130	-260	-390
		要支援 2 -240 単位	-260	-520	-780

介護予防通所リハビリテーション（1 日につき）			利用者負担額（円）		
要介護度			1 割負担	2 割負担	3 割負担
要介護 1 369 単位			400	800	1,199
要介護 2 398 単位			431	862	1,293
要介護 3 429 単位			465	930	1,394
要介護 4 458 単位			496	992	1,488
要介護 5 491 単位			532	1,064	1,596
加算	短期集中個別リハビリテーション実施加算（1 日につき）110 単位		120	239	358
	移行支援加算（1 日につき）12 単位		13	26	39
減算	送迎を利用しない場合（片道につき）-47 単位		-51	-102	-153

【当事業所における加算の内容】

介護予防通所リハビリテーション（予防）	
利用開始日の属する月から12月超減算	利用開始日の属する月から12月を超えてのリハビリテーションを実施した場合
通所リハビリテーション（介護）	
短期集中個別リハビリテーション実施加算	退院日又は新たに介護認定を受けた日から3ヶ月以内に個別リハビリテーションを提供した場合
移行支援加算（1日につき）	利用終了後にデイサービス等の社会参加に資する取り組みに移行している利用者の多い事業所の場合

※料金、内容等で不明な点がございましたら、通所リハビリ職員までお問合せ下さい。